

10月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール info@seko-tax.comホームページ <https://www.seko-tax.com/>

1 ごあいさつ

今月、事務所便り第90号を発行させていただきます。

10月に入りまして、昼間はまだ暑い日もありますが、朝晩が涼しくなりかなり過ごしやすくなってきました。日中との気温差がありますので、体調を崩さないように気をつけましょう。

今月は、先月に西国三十三所の第20番の西山善峯寺にて撮影した写真を掲載させていただきます。



(写真は、西国三十三所第20番西山善峯寺の山門です)

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、**酒税改革** について、**家賃支援給付金(対象拡大)** について を書いておきます。

皆様のご参考になれば、うれしく思います。

2 酒税改革 について

テレビのニュースなどで伝えられておりましたので既

にご存知の方も多いとは思いますが、平成29年度税制改正法案「所得税法等の一部を改正する等の法律」の施行により、今月1日からお酒の税率が変わった内容をご紹介します。

事務所便り第53号で取り上げさせていただきましたが、再度ご紹介いたします。

酒税改革

①税率構造の見直し

○税率の見直しは、消費者や酒類製造者への影響に配慮して、十分な経過期間を確保しつつ段階的に進めます。

○今回の改革は、厳しい財政状況や財政物資としての酒類の位置付け等を踏まえ、**税込中立**で行います。

○税率の段階的な見直しは、その都度、経済状況を踏まえ、酒税の負担の変動が家計に与える影響等を勘案した上で実施します。

ビール系飲料

(注) 税率は1KL当たり 青字は350ml換算

	ビール	発泡酒*	新ジャンル
R2.10 月まで	22万円 77円	13.425万円 46.99円	8万円 28円
R2.10 月	20万円 70円	13.425万円 46.99円	10.8万円 37円
R5.10 月	18.1万円 63.35円	13.425万円 46.99円	13.425万円 46.99円
R8.10 月	15.5万円 54.25円	15.5万円 54.25円	15.5万円 54.25円

*麦芽比率 25%未満の発泡酒に係る税率

清酒・果実酒

(注) 税率は 1 KL 当たり

	清酒	果実酒*
R2.10 月まで	12 万円	8 万円
R2.10 月	11 万円	9 万円
R5.10 月	10 万円	10 万円
R8.10 月	10 万円	10 万円

チューハイ等

(注) 税率は 1 KL 当たり 青字は 350ml 換算

	チューハイ等	低アルコール蒸留酒類等*
R2.10 月まで	8 万円 28 円	8 万円 28 円
R2.10 月	8 万円 28 円	8 万円 28 円
R5.10 月	8 万円 28 円	8 万円 28 円
R8.10 月	10 万円 35 円	10 万円 35 円

*低アルコール分の「蒸留酒類」及び「リキュール」に係る特例税率（下限税率）



(写真は、西山善峯寺の境内にある国宝の遊龍松です)

②ビール系飲料の定義の見直し

○地域の特産物を用いた地ビールの開発を後押しする観点や、外国産ビールの実態を踏まえ、平成 30 年 4 月

1 日に、麦芽比率要件の緩和（67%→50%）や副原料の範囲の拡大（果実や一定の香味料を追加）を行なわれました。

○ビール系飲料の税率一本化に向けて、新ジャンルのほか、将来的に開発されうる類似商品も含めてその対象に振り込めるよう、ホップを原料の一部とする商品や、苦味価や色度が一定以上の商品を発泡酒の定義に追加することとし、ビール系飲料の第 2 段階の税率見直しとあわせて、令和 5 年 10 月 1 日より実施します。

(現行)

品目等	定義	税率(350ml 換算)
ビール	・麦芽・ホップ・水・法定副原料のみ使用 ・麦芽比率 67%以上	77.00 円
発泡酒	・麦芽を使用	46.99 円
新ジャンル	・エンドウたんぱく・ホップを使用 ・発泡酒（ホップ使用）に麦スピリッツを混和	28.00 円
その他の発泡性酒類	・その他（チューハイ類）	28.00 円

(見直し) *税率は令和 8 年 10 月時点

品目等	定義	税率(350ml 換算)
ビール	・麦芽・ホップ・水・ <u>法定副原料（一部拡大）</u> のみ使用 ・麦芽比率 <u>50%以上</u> *下線部分は H30.4.1 施行	54.25 円
発泡酒	・麦芽を使用 ・ <u>ホップを使用</u> （*現行の新ジャンルは全て該当） ・ <u>その他のビール類似商品（苦味価・色度一定以上）</u> *下線部分は H35.10.1 施行	54.25 円
その他の発泡性酒類	・その他（チューハイ等）	35.00 円

今月は酒税について取り上げさせていただきました。
 国に入ってくる酒税の総額が現状と変わらないようにすることを前提に酒税改革を行いますので、税率の高いビールは、徐々に下がる一方、発泡酒や第三のビール等は、徐々に上がっていきます。どの種類を好んで飲んでいるかによって受け取り方は違うと思いますが、値上がりするお酒はスーパーなどでセールをしていましたね。

【参考文献】

- ・財務省発行のリーフレット 「平成 29 年度税制改正」



(写真は、西山善峯寺の境内にある国宝の遊龍松です)

	によることができない法人。
(2)	設立日から 2020 年 3 月 31 日までの間の月平均の売上に比べて 2020 年 5 月以降の売上が 50%以上減っていること。または 2020 年 5 月以降連続した 3 か月間の売上が 30%以上減っていること。 *2020 年 1 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日までの間の月平均の売上に比べて 2020 年 5 月以降の売上が 50%以上減っていること。または 2020 年 5 月以降連続した 3 カ月間の売上が 30%以上減っていること。



(写真は、西山善峯寺からの眺めです)

3 家賃支援給付金 (対象拡大) について

事務所便り第 88 号にて「家賃支援給付金」についてご紹介させていただきましたが、それ以降に給付金の支給対象者が拡大されましたので、その内容をご紹介します。

2020 年創業特例

<法人>

(申請の要件)

給付対象者

(1)	2020 年 1 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日の間に法人を設立。 *2019 年中 (2019 年 1 月 1 日から 2019 年 12 月 31 日までの間) に設立した場合でも、2019 年の売上が存在せず、2019 年創業特例
-----	--

算出例

算定例 1 : 2020 年 2 月に設立 6 月の売上に申請に
もちいる場合

	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
売上	50	70	40	35	20

設立日から 2020 年 3 月までの間の

売上合計 : 120 万円

月平均の売上 : 60 万円

6 月の月間売上 20 万円

設立日から 2020 年 3 月までの間の平均売上に比べて 50%以上減った

50%以上減っているかの算出例

設立月から 2020 年 3 月までの間の売上平均×0.5
(50%) = 30 万円

2020年の6月の売上 = 20万円

2020年6月 20万円 < 2020年2月・3月 30万円

算定例2：2020年2月に設立 5月から7月の売上
を申請にもちいる場合

	2月	3月	4月	5月	6月	7月
売上	50	70	40	45	40	35

設立日から2020年3月までの間の

売上合計 : 120万円

月平均の売上 : 60万円

3か月分売上 : 180万円

3か月売上120万円

設立日から2020年3月までの間の売上に比べて
30%以上減った

30%以上減っているかの算出例

設立月から2020年3月までの間の月の売上平均×3

(3か月分) × 0.7 (70%) = 126万円

2020年の5月から7月の売上合計 = 120万円

2020年5月～7月 120万円 < 2020年2月・3月

126万円

添付書類

(1)	家賃支援給付金に係る収入等申立書（中小法人等向け）
(2)	履歴事項全部証明書

<個人>

(申請の要件)

給付対象者

(1)	2020年1月1日から2020年3月31日の間に新規開業した方。 *2019年中(2019年1月1日から2019年12月31日までの間)に新規開業した方でも、2019年の売上が存在せず、2019年新規開業特例によることができない方。
(2)	開業日から2020年3月31日までの間の月平均の売上に比べて2020年5月以降の売上が

50%以上減っていること。または2020年5月以降連続した3か月間の売上が30%以上減っていること。

*2020年1月1日から2020年3月31日までの間の月平均の売上に比べて2020年5月以降の売上が50%以上減っていること。または2020年5月以降連続した3か月間の売上が30%以上減っていること。

算出例

法人で説明した内容をご覧ください。

添付書類

(1)	家賃支援給付金に係る収入等申立書（個人事業者等向け）
(2)	以下の開業日などを示す書類のうち、いずれか一つ ・個人事業の開業・廃業等届出書 ・事業開始等申告書などの地方公共団体への届出書 ・開業日、所在地、代表者、業種、書類提出日の記載がある書類

【参考文献】

・家賃支援給付金申請要領（申請のガイダンス）中小法人等向け 別冊・個人事業者等向け 別冊

4 編集後記

今月の事務所便りも、税金よりのピックアップの情報で紙面のスペースを割きましたので、税金以外のテーマを取り上げることができませんでした。次号では、税金以外のテーマも書けるように調整したいと思います。

10月1日に中秋の名月を見に淀川の河川敷に行ってきました。早い時間帯に見に行きましたので、淀川の対岸の梅田のビルの間から月が上がってくるのを眺められてよかったです。虫の鳴き声をBGM代わりにビールを飲み、いい気分転換になりました。

今月も最後までお読みいただきありがとうございます。ありがとうございました。